

## こんにちは赤ちゃんベリーウッドプレゼント事業実施要綱

### (目的)

第1条 こんにちは赤ちゃんベリーウッドプレゼント事業（以下「交付事業」という。）は、本市独自の特色ある木のおもちゃまたは木製品（以下「木のおもちゃ等」という。）及び花木センターの商品等を新生児に交付することにより、新生児が木や花に親しみながら健やかに成長することができる環境整備並びに本市の林業及び木材産業に係る需要拡大の促進を目的とする。

### (対象者)

第2条 交付事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成29年4月1日以後に出生した者であること。
- (2) 本市の区域内に住所を有する者であること。
- (3) 次条に規定する物品の交付を受けていない者であること。

### (交付物品)

第3条 交付事業により対象者に交付する物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 鹿沼産森林認証材で作成した木のおもちゃ等
- (2) 鹿沼市花木センターが取り扱う商品類

### (交付方法)

第4条 前条に規定する物品（以下「プレゼント」という。）の交付は、鹿沼市花木センターで行う。

2 プレゼントの交付を受けようとする者は、こんにちは赤ちゃん訪問届出時に交付される引換券と母子手帳を鹿沼市花木センターの職員に提示しなければならない。

3 鹿沼市花木センターの職員は、前項の規定による引換券の提出を受けたときは、引換券の記載内容及び次条に規定する有効期間を確認しなければならない。

4 鹿沼市花木センターの職員は、前項の規定による確認の結果、プレゼントの交付を受けようとする者が第2条に規定する対象者に該当し、かつ、引換券が有効であると認めるときは、当該引換券と引き換えにプレゼントを交付する。

### (引換券の有効期間)

第5条 前条の引換券の有効期間は、出生日から1年間までの期間とする。

### (木のおもちゃ等の要件)

第6条 第3条第1号に掲げる物品（以下「木のおもちゃ等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 一般社団法人緑の循環認証会議によるC o C認証を取得した事業所が作製したものであること。

(2) 前号の法人によるFM認証を取得した森林から搬出した木材を用いて作製されたものであること。

(3) 新生児が利用することについて、適切な形状及び品質を有するものであること。

(木のおもちゃ選定委員会)

第7条 市長は、木のおもちゃを選定するため、木のおもちゃ選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、木のおもちゃの選定について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員5人以上をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 鹿沼市の民間保育園で組織する団体に属する者

(2) 鹿沼市の幼稚園で組織する団体に属する者

(3) 鹿沼市の公立保育園で組織する団体に属する者

(4) 鹿沼市の乳幼児健診を担当する部署に属する者

(5) 鹿沼市の木育事業を担当する部署に属する者

5 前各項に定めるもののほか、木のおもちゃの選定基準並びに委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(木のおもちゃ等の検査)

第8条 職員は、作成者から木のおもちゃ等の納品を受けたときは、新生児が利用することについての安全性及び品質を有しているかどうか適切に検査しなければならない。

(苦情等の窓口)

第9条 鹿沼市花木センター並びに鹿沼市木育事業の担当課は、事業について対象者の保護者等から苦情等を受付けるための窓口を設け、公表しなければならない。

(木のおもちゃ等の管理)

第10条 花木センターの職員は、新生児が利用することについての安全性及び品質が保たれるよう、別に定めるところにより木のおもちゃ等を適切に管理しなければならない。

2 花木センターの職員は、木のおもちゃ等の交付を受けた者からの苦情、要望等を受けたとき、及びその管理において木のおもちゃ等の問題点、課題等を認めた場合は、これらの内容を市長に報告しなければならない。

(花木センターが取り扱う商品)

第11条 第3条第2号に掲げる物品は、新生児が花に親しむ趣旨に適合したもの

でなければならない。

2 花木センターの職員は、第3条第2号に掲げる物品の交付を受けた者からの苦情、要望等を受けたとき、及びその管理においての問題点、課題等を認めた場合は、これらの内容を所属長に報告しなければならない。

(協力)

第12条 市長は、木のおもちゃ等を交付した者に対し、木育及び花育並びに鹿沼産森林認証材等のPRに必要な写真の提供、広報紙への文章の掲載、取材等について協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。